

平成24年第8回横手市議会12月定例会会議録

議事日程（第5号）

平成24年12月12日（水曜日）午前10時41分開議

- 第 1 議案第122号 横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 2 議案第123号 横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 第 3 議案第130号 横手市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第131号 横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第132号 横手市環境保全条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第133号 横手市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（いきいきの郷）
- 第 8 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（雄水苑）
- 第 9 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（憩寿園）
- 第10 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（鶴寿苑）
- 第11 議案第148号 平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第149号 平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第150号 平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第151号 平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第152号 平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第155号 平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第157号 土地の取得について（クリーンプラザよこて建設地）
- 第18 陳情24第18号 国に生活保護基準の引き下げをしないことを求めることについて
- 第19 議案第134号 横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第146号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更について
- 第21 議案第153号 平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第124号 横手市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 第23 議案第125号 横手市道路の構造の技術的基準等を定める条例
- 第24 議案第126号 横手市営住宅及び共同施設整備基準条例
- 第25 議案第127号 横手市屋外広告物条例

- 第26 議案第128号 横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例
- 第27 議案第135号 横手市集落排水施設条例及び横手市集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第136号 横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第137号 横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 第30 議案第138号 横手市単独住宅条例の一部を改正する条例
- 第31 議案第139号 横手市下水道条例等の一部を改正する条例
- 第32 議案第154号 平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第33 議案第156号 平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）
- 第34 陳情24第20号 市道の側溝改修について
- 第35 議案第129号 横手市金沢中野財産区管理条例
- 第36 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（十文字町仁井田総合コミュニティセンター）
- 第37 議案第145号 横手市土地開発公社の解散について
- 第38 陳情24第15号 「教育費無償化」の前進を求めることについて
- 第39 陳情24第16号 「ゆきとどいた教育」の前進を求めることについて
- 第40 陳情24第19号 公文書等の保存・管理について
- 第41 陳情24第21号 学校給食の食材の全量検査と食の安全教育を求めることについて
- 第42 陳情24第22号 給食食材の使用実態に関して、全市民に情報公開を求めることについて
- 第43 議案第147号 平成24年度横手市一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した案件

議事日程第5号に同じ

出席議員（29名）

1 番	木 村 清 貴	2 番	佐 藤 誠 洋
3 番	高 橋 聖 悟	4 番	土 田 百合子
5 番	青 山 豊	6 番	齊 藤 勇
7 番	立 身 万千子	8 番	鈴 木 勝 雄
9 番	小 野 正 伸	10番	遠 藤 忠 裕
11番	土 田 祐 輝	12番	高 橋 大
13番	小 沢 秀 宏	14番	堀 田 賢 逸

15番	佐藤徳雄	16番	佐々木誠
17番	菅原恵悦	18番	齋藤光司
20番	佐藤清春	21番	佐藤忠久
22番	寿松木孝	23番	播磨博一
24番	佐々木喜一	25番	佐藤功
26番	塩田勉	27番	奥山豊
28番	阿部正夫	29番	高橋勝義
30番	田中敏雄		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者（29名）

市長	五十嵐忠悦	副市長	鈴木信好
副市長	佐藤良吉	教育長	高橋準一
総務企画部長	浮嶋伸	財務部長	石山清和
市民生活部長	小丹茂樹	健康福祉部長	柴田恒宏
産業経済部長	遠藤久志	建設部長	照井康晴
上下水道部長	鈴木弘志	教育総務部長	小川良平
教育指導部長	佐々木孝雄	市立横手病院 事務局長	佐藤正弘
市立大森病院 事務局長	金澤和彦	総務企画部次長 兼人事課長	皆川規和
総務企画部次長 兼市長公室長	小田嶋利宏	総務企画部 経営企画課長	高橋嘉
財務部財政課長	三浦淳	横手地域局長	石山昭一
増田地域局長	遠藤晴美	平鹿地域局長	眞田正照
雄物川地域局長	福岡新作	大森地域局長	高山勇光
十文字地域局長	鈴木淳悦	山内地域局長	照井礼司
大雄地域局長	鈴木康和	消防本部次長	伊藤弘明
経営企画課主幹	村田清和		

事務局職員出席者

事務局 長 高橋 実

総務担当主査 佐藤 和志

議事調査担当主査 松井 尊臣

主 幹 佐藤 しげ子

議事調査担当主査 長瀬 肇

◎開議の宣告

○佐藤清春 議長 おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

監査委員から例月現金出納検査報告書及び財政援助団体等監査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎議案第122号～陳情24第18号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第1、議案第122号横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例より日程第18、陳情24第18号国に生活保護基準の引き下げをしないことを求めることについてまでの18件を一括議題といたします。

厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長。

【厚生常任委員長（28番阿部正夫議員）登壇】

○阿部正夫 厚生常任委員長 厚生常任委員会委員長報告を申し上げます。

今定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案17件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第122号横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、認知症に対して市はどのように対応していくかとの質疑に対し、当局より、グループホームを利用されている方もいるが、現状では利用枠にまだ余裕がある。家庭で見守りをしているケースも多いと思うので、施設利用の希望調査なども行いながら対応を検討してまいりたいとの答弁がありました。

また、ショートステイ施設の設置や運営に対する市の関与についての質疑に対し、当局より、施設の設置を制限することはできないが、運営についてはチェックしている。他の福祉施設と同様に、運営状況、サービス状況などについて是正が必要と判断されれば指導を行っているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第123号横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、夜間の事故が多いと聞く。夜間における人員配置の実態と指導の状況はどのようになっているかとの質疑に対し、当局は、人員基準は介護サービスの種別ごとに異なるが、国が定めた基準あるいはそれを上回る人員配置で運営されている。事故については全て連絡が入るようになっているが、横手市においては夜間に事故が多いという状況は見られない。配置の人数については施設の対応によるところだが、事故発生時の対応マニュアルは整備されており、その内容に

についても確認しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第130号横手市老人憩の家設置条例の一部を改正する条例について、地域での十分な協議がなされたかとの質疑に対し、当局より、地域の老人クラブ3団体、地区会議、地域づくり協議会で協議を行った。今年度における利用実績はなく、近くに公民館もあるので特段支障はないとの了解を得ているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第131号横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、技術士及び技術管理者の資格取得者数についての質疑に対し、当局より、技術士法による技術士はいないが、日本環境衛生センター認定の技術管理者は3つの環境保全センターに15人、2つの衛生センターに3人という状況であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第132号横手市環境保全条例の一部を改正する条例について、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第133号横手市介護保険条例の一部を改正する条例について、条例改正により事業の進め方に変更はあるかとの質疑に対し、当局より、地域主権改革一括法の施行に伴う改正であり、国の基準に基づき条文化したもので、現行内容と変わらないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第141号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（いきいきの郷）、議案第142号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（雄水苑）、議案第143号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（憩寿園）、議案第144号公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（鶴寿苑）について、議案4件は一括議題として審査いたしました。主な質疑と答弁を申し上げますと、無償譲渡を前提として事業を進めようとするに至った経緯についての質疑に対し、当局より、特別養護老人ホームは福祉施設として継続してサービスを提供しなければならない施設であるが、指定管理者制度の中にあっては、指定期間が終了すれば事業者が変更になる可能性があり、利用者が安心してサービスを受けられる制度になっていない。長期的な展望に立って良好なサービスを提供するためには、社会福祉法人に譲渡し、今後の運営を委ねたほうがよいと判断した。また、施設の老朽化も進んでおり、今後、多額の修繕費がかかることが予想されることから、市の財政負担の軽減も考慮した。無償譲渡の理由は、補助金の返還や起債の繰り上げ償還を避けるためであるとの答弁がありました。

また、施設修繕に対する対応についての質疑に対し、当局より、一定程度の助成も必要と考えている。詳細については今後検討していくが、市側の一方的な公募ではなかなか事業は進まないと思っている。現在の指定管理者3法人のほか市内の3つの社会福祉法人からの意向も伺った上で調整を図っていき

いとこの答弁がありました。

また、譲渡しようとする物件の内訳は建物だけか、あるいは土地も含めた内容かとの質疑に対し、当局より、現在、譲渡を考えているのは建物、備品、車庫等の構築物である。土地については有償の貸し付けを考えているとの答弁がありました。

また、事業スケジュールと公平性の確保についての質疑に対し、当局より、来年度早々には動き出し、譲渡を希望する法人からのプレゼンテーションを受け、選考委員会等で内容を検討した上で、できるだけ早く選考を終えたいと考えている。事業所の選定に当たっては、サービス面、経営面、地域とのかかわりなど公平性を保てる審査基準を十分に考慮し進めてまいりたいとの答弁がありました。

議案4件について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第148号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、保険料の特別徴収と普通徴収への対応についての質疑に対し、当局より、収納率を維持するためにも特別徴収は必要と考えている。ただし、普通徴収を希望され、きちんと収めていただいている方については口座振替に移行しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第149号平成24年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）については、職員配置についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第150号平成24年度横手市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、国の認定基準の変更により要介護認定者が要支援に移行しているのか、あるいは純粹に要支援の認定がふえると見込んでいるのかとの質疑に対し、当局より、介護認定基準が変更になる前の要介護1の方が要支援に移行している傾向にあるが、基準が変更されてしばらく経過したことから、認定者の動向もそろそろ落ち着くものと推測している。また、いずれも自立支援を基本にした計画を作成することになっており、認定基準の変更前後で対応に変わりはないとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第151号平成24年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第2号）については、職員手当の補正要因などについての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第152号平成24年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）について、利用時間の延長や祝祭日の利用などサービスの充実を図った中で、職員が1名減となったことに対し、補充の予定はあるかとの質疑に対し、当局より、まずは現有職員で対応することとして時間外勤務手当を計上したとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第155号平成24年度横手市病院事業会計補正予算（第2号）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、大森病院の院内保育所開設に向け、現在の状況はどのようになっているかとの質疑に対し、当局より、院内保育所の整備は、福利厚生、保育に欠ける児童を預かる施設ということばかりではなく、大森病院に勤務する職員が安心して勤務できるような環境づくりと、医師及び看護師等の確保など病院を継続して長く安定して経営していく手段と位置づけており、委託先として、プロポーザル方式により応募があった7社の中から、高い専門性を有し、経営方針が当院と合致した、広島に本社がある事業者を受託候補者として決定した。プレゼンテーションで示された職員の採用予定は、保育士8名、栄養士2名で、ハローワーク、求人誌等を通じて公募される予定である。地元からの採用も3名程度をお願いしている。12月14日には建物本体が完成し、今月下旬にも検査、来年4月1日開所予定で進んでいるとの答弁がありました。

また、入所の対象を病院に限定せず、健康の丘全体に広げることが考えられないかとの質疑に対し、当局より、起債制度上の課題もあるが、柔軟な考えを持って関係機関と協議していきたいとの答弁がありました。

また、横手病院における眼科手術用機器の導入と、眼科診療の現状についての質疑に対し、当局より、秋田大学の医師が、毎週月、木、金の午後から診察している。横手医療圏の白内障の手術は、病院によっては半年から1年待ちの状況であり、横手病院でも白内障の手術を行いたいと考えていたところである。医師には外来の3日以外の日に1日来ていただいて、5人程度の手術を予定しているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第157号土地の取得について（クリーンプラザよこて建設地）について、主な質疑と答弁を申し上げますと、売買価格は不動産鑑定によるものかとの質疑に対し、当局より、不動産鑑定士が国や県の公示価格、近隣の土地の価格などを精査し鑑定したものであるとの答弁がありました。そのほか、賃貸借となる土地の取得見通しについて質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、全員起立により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第18号国に生活保護基準の引き下げをしないことを求めることについては、意見はなく、討論では、立身万千子委員より賛成の立場で、今、世間では生活保護バッシングが強まっている。しかし、生活保護基準の引き下げは、受給者だけでなく市民生活全体に大きな影響を及ぼすものであって、だれにでも降りかかる問題だということを理解しなければならない。基準が下がれば最低賃金の引き上げ目標額が下がり、すべての雇用労働条件を左右する大変な問題である。また、市民税、県民税の非課税の基準、介護保険の減額の基準、就学援助、保育料などさまざまな施策の物差しになっているのが生活保護の基準であって、これを重く見る必要がある。国の財政削減を目的とする安易な引き下げは貧富の格差を一層拡大させるものであり、願意は妥当であるとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。
以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第122号横手市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第122号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第123号横手市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第123号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第148号平成24年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第148号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第157号土地の取得について（クリーンプラザよこて建設地）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成

の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第157号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、すでに議決されております4件及び陳情を除く13件について採決いたします。

13件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、13件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情24第18号国に生活保護基準の引き下げをしないことを求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第18号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第134号～議案第153号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第19、議案第134号横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例より日程第21、議案第153号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

【産業経済常任委員長（2番佐藤誠洋議員）登壇】

○佐藤誠洋 産業経済常任委員長 産業経済常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において産業経済常任委員会に付託になりました議案3件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第134号横手市商店街振興駐車場設置条例の一部を改正する条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、駐車場をこれまで利用されていた方々は今後どうなるのか、また、近くにある会館の利用者に対してはどう説明していくのかとの質疑に対し、当局より、これまでは近隣の会社に勤めている方や電車通勤者、近隣住民が利用している。商店の利用者はほとんどいないので、今回承認していただいた後に、その駐車場前に看板を設置したり、車等へチラシ等を配布するなどして駅前駐車場を利活用してもらうようお知らせしていきたい。

地権者との協議で昨年までは30台分ほど、今年度は14台分を借りている。地権者の了承も得ているので、会館を利用する自治会等にも説明して理解を求めていきたいと思うとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第146号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更については、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第153号平成24年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）について、民間であれば経年劣化して修繕が必要なときはその企業が行う。もし施設を譲渡すれば修繕は市がしなくて済む。むしろそのほうがいいと思うが、現在の体質がどこまでも続くとすれば、今後どうすればいいと思うかとの質疑に対し、当局より、温泉施設のあり方については、一般質問でも答弁しているが、26年度で指定管理が切れるため、その1年前の25年度末を目指し、今どのような形のあり方がいいのか、使用目的等も含めて検討することになっている。その中で、今後かかる修繕費、入込客数、収益等々の指標を持ちながら検討していきたいと考えている。来年度末までには一定の方向を出したいと思っているのでご理解いただきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件について採決いたします。3件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、3件は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第124号～陳情24第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第22、議案第124号横手市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例より日程第34、陳情24第20号市道の側溝改修についてまでの13件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

【建設常任委員長（25番佐藤功議員）登壇】

○佐藤功 建設常任委員長 今定例会において建設常任委員会に付託になりました議案12件、陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第124号横手市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例については、河川維持費についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第125号横手市道路の構造の技術的基準等を定める条例については、既存路線の基準に関する質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第126号横手市営住宅及び共同施設整備基準条例について、主な質疑と答弁を申し上げますと、今後、市営住宅の建てかえや新築などの予定があるかとの質疑に対し、当局より、市営住宅に対する市民の需要や充足度を調べると、横手市は市営住宅の戸数が全国平均に比べて多いという結果になっている。当面は既存の住宅をそのまま活用していく方向にある。向こう10年間については市営住宅を新築する予定はないとの答弁がありました。

また、老朽化している居住者のいない市営住宅について、今後の方針はどうかとの質疑に対し、当局より、団地全体の将来計画を定めた上で、用途廃止して民間に払い下げたり、解体して土地を売却することなどが考えられる。各団地の状況や立地条件などを見て個別に判断することになるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第127号横手市屋外広告物条例については、この条例を適切に執行するための人員は整っているかとの質疑に対し、当局より、県から権限委譲を受けて行う業務であり、屋外広告物の設置許可、更新手続きや違反広告物パトロールの実施、違反広告物設置者への指導勧告など、現在の人員で役割分担をしながら適切に業務を遂行していきたいとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第128号横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例については、資格を有する職員数についての質疑がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第135号横手市集落排水施設条例及び横手市集落排水事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例については、平安の風わたる公園内の公衆トイレに関する質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第136号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、条例第21条に追加される雪おろしに要する費用のうち、市長が必要と認めた額について、市営住宅の種類、構造によって、入居者の雪おろしにかかる費用負担が異なることは不公平ではないかとの質疑に対し、当局より、雪おろ

しが必要な建物と不要な建物については、市営住宅の使用料を算定する段階でそれぞれの使用料に差がついており、雪おろしが不要な鉄筋コンクリート製の場合には使用料が高めに設定されている。建物の実態に即した費用を負担してもらおうべきと考えているとの答弁がありました。

討論では、鈴木勝雄委員より反対の立場で、公共の住宅でありながら、雪おろしに要する費用のうち、市長が必要と認めた額というあいまいな設定としていることは入居者に不安を与える。管理者である市が責任を持って居住者の安全を確保するべきであるとの討論がありました。

本案について反対討論がありましたので、起立採決の結果、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第137号横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例については、住民説明のあり方についての質疑がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第138号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例、議案第139号横手市下水道条例等の一部を改正する条例、議案第154号平成24年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第156号平成24年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）の4件については、いずれも質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情24第20号市道の側溝改修については、意見、討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議ください。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） 最後の陳情の件ですけれども、この陳情、いわゆる市道の側溝改修について自治区で改修すべき、できると思いますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤清春 議長 建設常任委員長に対する質疑です。

13番小沢秀宏議員。

○13番（小沢秀宏議員） この件について、そういう話があったのでしょうか。

○佐藤清春 議長 建設常任委員長。

○佐藤功 建設常任委員長 現地を見させていただいて、全員がこの願意は妥当であるという判断のもとに、あとは当局の判断だろうということで、今、質問のあったような質疑はありませんでした。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

29番高橋勝義議員。

○29番（高橋勝義議員） 議案128号についてお伺いいたします。

今まで、職員に対する資格基準というのはなかったように思われます。そこで、きのう、おとといでしたか、給食センターの起工式がありました。監督、あるいは設計、施工業者の中に、監督職員という

ことで市の職員の名前が載っておりました。そこで、今回、この128号について、これは水道布設についてなんですけれども、たしか土木、建築はなかったように思われます。そこで、それについても、今度こういう資格基準ができるのかできないのかというようなことはなかったんですか。

○佐藤清春 議長 建設常任委員長。

○佐藤功 建設常任委員長 そのような質疑はありませんでした。ただ、参考までに申し上げますと、要らないことかもしれませんが、実は、この水道技術管理者、例えば愛宕山浄水場あるいは大沢浄水場に1人もいません、今は。そういうようことでいいのかなという不安は、私は持っておりましたが、委員長として発言ができませんでしたので、お話だけをしておきます。

○佐藤清春 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから、議題となっております案件中、議案第124号横手市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第124号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第125号横手市道路の構造の技術的基準等を定める条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第125号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第126号横手市営住宅及び共同施設整備基準条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第126号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第127号横手市屋外広告物条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第127号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第128号横手市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第128号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第136号横手市営住宅管理条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立多数であります。したがって、議案第136号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、すでに議決されております6件及び陳情を除く6件について採決いたします。

6件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、6件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情24第20号を採決いたします。本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情24第20号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎議案第129号～陳情24第22号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第35、議案第129号横手市金沢中野財産区管理条例より日程第42、陳情24第22号給食食材の使用実態に関して、全市民に情報公開を求めることについてまでの8件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長（23番播磨博一議員）登壇】

○播磨博一 総務文教常任委員長 総務文教常任委員会委員長報告を行います。

今定例会において総務文教常任委員会に付託になりました議案3件、陳情5件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第129号横手市金沢中野財産区管理条例については、質疑、討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第140号公の施設の指定管理者の指定について、主な質疑と答弁を申し上げますと、集落外の団体等に施設を貸し出した場合の利用料金の取り扱いについての質疑に対し、当局より、当施設の設置条例の中に使用料の徴収規定がない。暖房にかかる灯油の実費等は徴収できると思うが、施設の使用料そのものは徴収できないとの答弁がありました。

また、利用が特定の集落に限られるような施設については、いつまでも市が所有するのではなく、いずれは譲渡することも考えなければならないと思うがどうかとの質疑に対し、当局より、市がいつまでも持ち続けなくてもいい施設については、さまざまな条件がクリアされれば、払い下げ等は当然考えるべき方向だと認識している。ただ、補助金の使用による縛りもあるので、それがクリアできる段階での検討になるものと考えているとの答弁がありました。

本案について討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第145号横手市土地開発公社の解散について、主な質疑と答弁を申し上げますと、公社の職員の方々は、解散後、どのような身分になるのかとの質疑に対し、当局より、公社にはプロパー職員が3人おり、今年度末には清算が完了見込みであることから退職となる。新年度からの雇用を希望する方には、非常勤職員の仕事を紹介することで協議中であるとの答弁がありました。

本案について討論はなく、起立採決の結果、出席者起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第15号「教育費無償化」の前進を求めることについて、主な意見を申し上げますと、陳情の中にある「公私ともに高校・大学の無償化を前進させ」という部分が非常に気になる。公私ともということは、公立と私立の存在理由にもかかわるので、この陳情は無理があるのではないかと思うとの意見がありました。

また、高校ですら今は選択制という形の中で、大学まで全ての国民に義務教育化するというのは、今現在では非常に無理がある施策と考える。高校を含めて負担が軽くなるのは親としてはありがたいこと

だが、国家の財政を考えると、ある程度負担する分、勉強を頑張ってもらわなければいけないというスタンスは崩すべきではないと思うとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第16号「ゆきとどいた教育」の前進を求めることについて、主な意見を申し上げますと、国が責任を持って行き届いた教育を進めなければならないことはわかるが、今の日本の財政事情において、7兆円から8兆円の負担は非常に厳しいものがある。また、教職員の定数の改善計画は地方の実情に合わせて進めなければならないと考えるので、この陳情には無理があると思うとの意見がありました。

また、ここ数年の全国学力テストの結果を見ても、秋田県の子どもたちは本当に頑張った成績を上げている。陳情の中に、自治体の財政力と教育の関係が書かれているが、決して高い財政力を誇っている自治体とはいえない状況の中で、秋田県はいい結果を残している。また、我々の地域では30人学級が前提となって進められており、そういう状況を考えても、この陳情は納得しかねるとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、起立採決の結果、起立者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第19号公文書等の保存・管理について、主な意見を申し上げますと、公文書は横手市にとっても、横手市民にとっても貴重な資料である。その整理が進んでいない現状を理解している。公文書館を建設して、どれくらいの需要があるかは不明だが、市長の公約であり、また、公文書の管理の重要性をかんがみて、これを推進するという陳情は理解できるとの意見がありました。

また、将来的な公開を考えると、現実問題として、個人情報情報の精査などクリアしなければならない問題がたくさんある。相当時間がかかるとは思われるが、進めるべきことだと思う。公開していく公文書館の建設については、施設の再利用も含め検討していただきたいとの意見がありました。

本陳情について討論はなく、採決の結果、願意を妥当と認め採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情24第21号学校給食の食材の全量検査と食の安全教育を求めることについて、委員会では、審査の参考とするため、本陳情の提出者に参考人として出席を求め、12月7日に開催した委員会に出席をいただきました。

初めに、参考人から陳情の提出に至った経緯や陳情の趣旨などを述べていただき、その後委員から参考人に対して質疑が行われました。

質疑の主な内容としては、文言の解釈の仕方について、セシウムと学校給食の因果関係について、安全の基準に関する考え方について、食材の検査結果に対する見解についてなどでありました。

引き続き、市当局に対する質疑が行われました。その質疑と答弁を申し上げますと、プールの水質検査の現状についての質疑に対し、当局より、飲料水を使用している学校と、地下水を使用している学校があり、水質検査は地下水を使用している5つの学校で月に1回行っている。検査項目は50項目である。また、放射性物資の検査については、プール使用前に年に1回すべての学校で行っており、不検出という結果が出ているとの答弁がありました。

また、陳情には、子どもたちに食に関する安全教育をしてほしいという内容も含まれているが、現状

はどうかのとの質疑に対し、当局より、福島第一原発事故以来、放射性物質等の危険性が大きな社会問題となり、文部科学省では、小学校、中学校、高等学校向けの副読本を作成し、ことし3月全国に配布した。市内の小・中学校では、学級活動の時間等に保健安全にかかわる指導の一環として、発達段階を考慮しながら、この副読本を活用して指導を行っている。なお、中学校では、理科や社会、保健体育、家庭科等の関連する単元の中で、放射性物質の危険性やそれに伴う食の安全にかかわることの指導が行われている。また、学校単独で、放射性物質の危険性や、それに伴う食の安全に限った教科を新たに設定して指導することはできないことになっているとの答弁がありました。

討論では、遠藤忠裕委員より反対の立場で、先ほど参考人から意見を伺ったが、12人の子どもが尿検査を受けたところ、6人からセシウムが検出されたという背景のもとに、この陳情書が提出されたと理解している。ただ、検出された6人全てが給食の対象年齢ではなく、なぜ給食なのか、その結びつきが得られなかった。また、数項目の陳情事項があるが、当局側との質疑応答の中で、各項目については基本的にクリアできるような対応がなされていることを確認できた。以上のことから判断して、本陳情は不採択とすべきものと考えたとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、陳情24第22号給食食材の使用実態に関して、全市民に情報公開を求めることについて、本陳情については、厚生常任委員会と関連があったため、厚生常任委員会と協議し連合審査会を開催して審査を行うこととしました。また、審査の参考とするため、本陳情の提出者に参考人として連合審査会への出席を求めました。

12月7日に開催した連合審査会の審査の経過を申し上げますと、初めに、参考人より陳情の提出に至った思いや意見を述べていただきました。続いて、委員から参考人に対して質疑が行われました。質疑の主な内容としては、全市民への情報公開のイメージについて、教育委員会とのやり取りについて、検査体制に関する見解について、学校給食以外の食材の安全性についてなどでありました。

引き続き、市当局に対する質疑が行われました。

冒頭、情報公開の事実関係についての質疑があり、当局より、増田地区の学校給食に使用されたキュウリの産地公表と放射性物質の測定について及び醍醐保育園からの依頼による食材の検査について、一連の経過が説明されました。

このほか、主な質疑と答弁を申し上げますと、国で測定し、中には出荷停止になっているものもある。そのような情報は市に随時入っているものかとの質疑に対し、当局より、他県の出荷制限の通知は届いていないため、厚生労働省のホームページから情報を得ているとの答弁がありました。

また、情報公開のあり方についての質疑に対し、当局より、これまでも放射性物質関係の測定に関しては、素早く市のホームページで結果をお知らせし、また、各種の問い合わせにも直接お答えしている。測定結果がもしスクリーニングレベルを超えれば、すぐに関係者や市民にお知らせする必要があると思っている。しかし、現在までの測定結果は、すべて問題ないレベルであり、市民が持つ放射性物質に関

する知識や情報量が人それぞれという中では、頻繁に数値をお知らせすることで、かえって不安感をあおる可能性もある。これまで以外の方法でのお知らせは、必ずしも安心感の確保にはつながらないと考えているとの答弁がありました。

以上が合同審査会の審査の経過であります。

合同審査会終了後の当委員会における主な意見を申し上げますと、合同審査会の中で、市としては正しく対応されていることが確認できたと思う。情報公開に関しては、十二分とはいかないまでも、十分な形でやられていると考えるとの意見がありました。

討論では、寿松木孝委員より反対の立場で、審査した中で、まずもってボタンのかけ違いであろうというのが第一印象だった。危険性や不安といったものに非常にとらわれている実態も理解できないわけではないが、市の対応は、我々が子どもたちに対して考えている対応と違っているとは考えられない。あわせて、情報公開についてもきちんとした形で行われているという現状が確認できたので、本陳情は不採択とすべきものとするとの討論がありました。

本陳情について、起立採決の結果、起立者なしで不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議題となっております案件中、議案第129号横手市金沢中野財産区管理会条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第129号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、議案第145号横手市土地開発公社の解散についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第145号は委員長の報告のとおり可決されま

した。

次に、すでに議決されております2件及び陳情を除く1件について採決いたします。

1件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、1件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議題となっております案件中、陳情24第15号「教育費無償化」の前進を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第15号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情24第16号「ゆきとどいた教育」の前進を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立少数であります。したがって、陳情24第16号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情24第19号を採決いたします。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 ご異議なしと認めます。したがって、陳情24第19号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、議題となっております案件中、陳情24第21号学校給食の食材の全量検査と食の安全教育を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。

本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立ゼロであります。したがって、陳情24第21号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情24第22号給食食材の使用実態に関して、全市民に情報公開を求めることについてを起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決いたします。
本陳情は採択することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立ゼロであります。したがって、陳情24第22号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議案第147号の委員長報告、質疑、討論、採決

○佐藤清春 議長 日程第43、議案第147号平成24年度横手市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

一般会計予算特別委員長の報告を求めます。一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番高橋聖悟議員）登壇】

○高橋聖悟 一般会計予算特別委員長 今定例会において一般会計予算特別委員会に付託になりました議案1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第147号の審査については、11月26日に一般会計予算特別委員会を開催し、各常任委員会の所管する事項を審査する総務文教、厚生、産業経済、建設の4つの分科会を設置し、審査案件をそれぞれの分科会に委嘱いたしました。各分科会の審査は12月6日、7日に行われました。先ほど開催した一般会計予算特別委員会における各分科会会長の報告は、すべて原案のとおり可決すべきものであります。

本案について質疑、討論はなく、起立採決の結果、起立全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして報告を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○佐藤清春 議長 ただいまから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○佐藤清春 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第147号平成24年度横手市一般会計補正予算（第8号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○佐藤清春 議長 起立全員であります。したがって、議案第147号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○佐藤清春 議長 これでは平成24年第8回横手市議会12月定例会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

午前11時50分 閉会